# 健康保育

斎藤文雄

## ○ 子どもにおんぶすることのあぶなかしさ

世の中には、こどもに甘えているお母さんがいる。子どもが母親に甘えるというのなら話はわかるが、それが反対なのである。それは交通機関が最も端的に、そういう情景をわたし達にみせてくれる。少しこんだ電車や汽車に乗るといくらでも、そういう例をみることができる。明らかに子どもを横すべりさせて座席を占領させて平気であとから腰かける親、曲りなりにも立っている人を腰かけさせることができるのに、こどもの席をひろくとって、自分も悠々とかまえている親、子どもだからという考え方からだろうか、そこら中をたべものからを散らして平気でいる親、自分の家なら決してよごすことはないであろうのに電車の座席なら泥靴で汚しても、いっこうに気にかけない親。こういうしぐさはこどもがいなければこんなにひどくはないに違いない。こういうしぐさが社会的に決して好ましいことであるとは考えていないに違いないが、こどもがいると敢えてするのである。こどもだから人が大目にみてくれる、こどもだから多少の非礼は当りまえではないか、その考えの中にかくれて、こどもだからといいながら、実はこどもに甘えた親が、非社会的であっても許されるかのような錯覚をおこしてその殻の中に自らもとじこもってしまっている。

こういう事例は幼稚園や保育所ではあまり判らない。少なくも親は保母の手前では、そういうことをするのが利益か不利益かをよく弁えているからである。しかし少しこどもを細かく観察すれば、明敏な保母は忽ち親の平素の行動を察してしまう。こういう親は、そのまま放置して、こどもだけに社会教育を施して、やがてくるであろう立派な社会に期待をかけるだけでいいものであろうか。骨はおれても、親自身に対し

ても保母から、またはこどもを通して社会教育の初歩を教えこんでいくべきであろうか。もちろん後者の場合の方が徹底は早い。こども連れの時は何をしても許してもらえるというものの考え方は、明らかに自分のこどもが社会の中のひとりとして育っていることを忘れている親なのかも知れない。気がつかない親なのかも知れない。学問はいかにつんでも、人間として無智な親なのかも知れない。

こういうことを見たり聞いたりするにつれて、親と子をひっくるめた社会教育が幼稚園でもとりあげられていいのではなかろうかという気持がする。社会教育などというものは人におしつけられてするものとは性質がちがう。先ずできるだけ他人に迷惑をかけないようにという自分の考えから出発すべきで、始めから社会の人のためになるようなどと大それたことを考えなくてもいい。日本人くらい表と裏の多い国民は少ないという。粗野でもいいから、人に迷惑をかけないだけの心構えはあってもよかろう。

**○　健康保育のあり方**

初歩衛生の実践には理論づけはいらない。理論は幼稚園を卒業してから判る。幼児期の健康保育は実践だけの問題である。

健康保育といわれている問題の中で、よくとりあげられるのは、清潔に関しての一連の項目、空気と日光、きもの、睡眠などであろう。健康保育のとりあげ方は季節的にかなりの相違があり、各々の季節に応じて、個々のウエイトがちがうのは当然である。何れにしても健康教育は保母が幼児に対して行なうのであるから容易でない。先ず保母が自ら実践することが必要だし、根気よく毎日つづけることが必要だし、飽きさせないで興味ふかく実行させることも必要である。鼻かみ、手洗い、爪きりなど簡単なことなので、こども達はよくついてくる。わけても、この頃のこどもの遊びの型の中にとりいれて行なえば、みんなよろこんで実行する。受容あそび、模倣あそび、運動あそび、健康保育はどういう遊びの型の中にでもはいりこむことができる。しかしひとつの遊びの型の中の健康保育は永続きしないことも知っていなければならない。そういう時は遊びの型を変えていくことが考えられる。こうして健康保育の目的は、こどもの日常生活の中に、きわめて自然に溶けこんでいくまで繰り返して実行することである。家庭から登園したら、まず手を洗う、食前には手を洗うなどは、四才までには身についてしまう過程である。

健康保育は医師の分野ばかりではない。国民全体の常識である。おとなとしての保母がこどもに実践を教えていくに過ぎないのであって、保母が少しその気になればうんと成績を

あげることができる。

健康保育の中で医師のコントロールが必要なのは、予防注射の経過についての注意を怠らぬようにしてもらうことと、歯の検診である。これは小児科医と歯科医の協力でより一層の効果をあげることができる。毎度いうことながら、母子手帖を参照して、乳児期から、何の注射をいつやったか、こどもこどもについてのカードが作成されていると、医師も時間をかけずに適確な指示をすることができよう。こういうカードはどこの幼稚園でも備えるべきである。

**○ 再び戸外保育について**

幼児の保育は室内で行なわれるか、戸外で行なわれるかの何れかである。室内での保育は、音楽、手技、絵画等々数多い部門がある。これは、こどもを飽きさせないためにも当然のことである。これが戸外保育になると保育の種類は限定されて、種類においてもずっと少なくなる。主として運動遊びになりがちであるが、ここでひとつ考えさせられることは、戸外遊びでもしばしば保母が指導してこども達みんながひとつの遊びをさせられていることである。たとえば遊戯である。見た目にはきれいであるし、保母さんも活動している様子がひと目で判る。もしこれが自由遊びだったらどうだろう。ひとつの遊びに拘束されることなく、こどもは自分の周囲にあるものを材料として、銘々が自分の最も好む遊びに熱中してくる。そして保母は？ ひとつの遊戯に指導的立場をとった保母にくらべると、一見遊んでいるように見える。本当はひとりひとりの子の遊びの上に目がそそがれ、指導監督をしているのであるが、こどもの間をぶらりぶらり歩いていることが、何かなまけているように見られやすい。園長さんは理念があるから、そういう保母さんを怠けものとは見ないであろうが、母親たちが偶然やってくると、曲解されやすい。そういうことから戸外保育も、自由あそびでない場合が非常に多い。折角の戸外保育でありながら、拘束された遊戯にしばられてしまっては残念である。戸外保育には、もっと自由遊びの時間をふやす工夫がされていいと思う。だからといって保母さんを怠けもののように考えたり、月給を減らしてやろうなどと考えるような父兄であったり、園主であったりしないような理念が必要である。

これから寒くなると戸外保育の時間が少なくなりがちである。たとえ日は照っていないうすら寒い日があったとしても、戸外保育はできないわけではない。そういう日でも、寒さという物理的刺激は皮膚の体温調節に果す役割を大きくし、鼻、のど、気管などの粘膜を丈夫にすることができる。寒いからというのは戸外保育をやめる理由にはならない。引っこみ思

案はむしろ保母の胸の中にある。

**○今年の統計から**

今年度発行の母子衛生の統計の中から幼児死亡についての統計をひろってみると、この表の通りである。一九五八年についてみても、不慮の事故死が断然多い。病気では、乳児にひきつづいて呼吸器系の病気、消化器系の病気、そして赤痢、結核とつづいている。消化器系の病気で死亡するものは、一九五〇年にくらべたら七分の一くらいに激減したが、赤痢を合せると消化器系の病気はやはり高率の死亡を示す。かぜに対してのふだんの抵抗をつけること、用便のあと、食前、食後の手洗いの励行などは、やはり重要な保育課題であることが考えられる。

1 ～ 4 才児死因別死亡数及び率

| 1 ～ 4 才 児 | 実数 1957 | 実数 1958 | 率(各年令)階級 人口 10 万対 1957 | 率(各年令)階級 人口 10 万対 1958 |
|---|---|---|---|---|
| 死因 | 24,386 | 19,352 | 358.0 | 296.6 |
| 全不慮事故 | 4,997 | 4,886 | 73.4 | 74.6 |
| 肺炎及び気管支炎 | 4,222 | 3,019 | 62.0 | 46.3 |
| 胃腸炎・大腸炎 | 3,060 | 2,617 | 44.9 | 40.1 |
| 赤痢 | 2,055 | 1,698 | 30.2 | 26.0 |
| 全結核 | 722 | 591 | 10.6 | 9.1 |
| 腎炎及びネフローゼ | 695 | 515 | 10.2 | 7.9 |
| 悪性新生物 | 439 | 456 | 6.4 | 7.0 |
| 麻疹 | 1,294 | 442 | 19.0 | 6.8 |
| 先天奇形 | 446 | 417 | 6.5 | 6.4 |
| 腸閉塞及びヘルニア | 265 | 280 | 3.9 | 4.3 |
| その他の全死因 | 6,191 | 4,431 | 31.0 | 23.8 |

近年幼児でも、ネフローゼが増加し、悪性新生物が増加しつつあるのは不愉快な現象である。白血病のような、現在治療法のない悪性の病気も増加しつつある。

不慮の事故の内訳は右の表の通りであり、毎年のことながら、水による事故が第一である。その他死亡数に応じて原因をしらべていくと、交通事故、墜落、火傷、窒息などがあげられる。幼稚園外の事故ではあるが、平素から用心する訓練は、やはり必要であると考えられる。

1958, 1～4 才児不慮事故死亡数

| | |
|---|---|
| 不慮の事故死亡数 | 4,886 |
| 溺死及び溺水 | 2,748 |
| 自動車による交通事故 | 866 |
| 高熱物体，腐蝕性液体，水蒸気 | 228 |
| 火及び可燃物爆発 | 176 |
| 墜落 | 160 |
| 鉄道 | 145 |
| よく説明のつかない状態の不慮事故 | 99 |
| 閉塞または窒息の原因となる食物の吸入・嚥下 | 64 |
| 固体及び液体物質による中毒 | 58 |
| 落下物による打撲 | 52 |
| 鉄道・自動車以外の交通機関 | 36 |
| 水上交通機関 | 32 |
| 自動車非交通事故 | 8 |
| 寝台などの不慮の機械的窒息 | 7 |
| その他 | 182 |